

今月のトピックス

将来の税務調査は人工知能（AI）が決定！

平成29年6月23日、10年後に想定される税務行政のあり方をまとめた資料を国税庁が公開しました（税務行政の将来像～スマート化を目指して～）。

情報通信技術（ICT）やAIが著しく進展するとともに、新たにマイナンバー制度やマイナポータルの導入など税務行政を取り巻く環境が変化してきています。

他方、経済取引がグローバル化し、資産運用が多様化する中で、国税職員の定員減少と所得税の申告件数や法人数の増加などもあり、調査・徴収は複雑・困難化しています。また、消費税軽減税率制度やインボイス制度など新たに実施される制度への対応のために、業務量の増加も見込まれています。

このような将来的な対応として、AIなどの活用で効率的な資源配分や事務運営の高度化を図り、重点課題への的確な取り組みを促すことが必要となって検討されたものです。

AI 課税・徴収の効率化・高度化

特に注目するのは、「課税・徴収の効率化・高度化」ではないでしょうか。

まず、申告内容の自動チェック。申告内容をマイナンバーや法人番号をキーとして、国税当局が保有する資料情報データ等とシステム上でチェックすることにより、申告漏れの所得・資産の有無や税法の適用誤りの有無などを効率的に把握しようとしています。

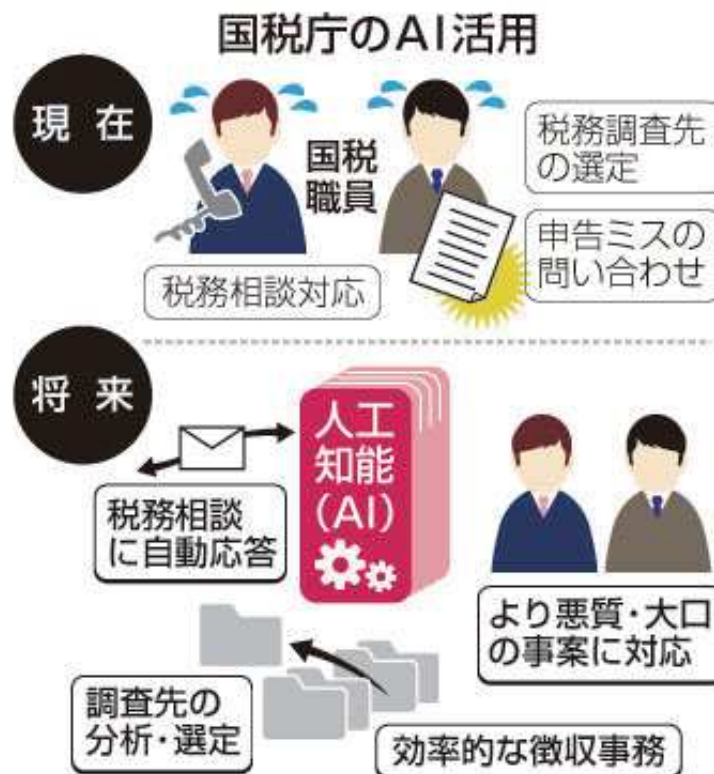
また、税務調査においては、調査の必要性が高い大口・悪質な不正計算が想定される事案を的確に選定するために過去の接触実績や資料情報の体系的なチェックに加え、統計分析の手法を活用することにより、納税者ごとの調査必要性の判定を精緻化することを目指しています。

さらに、ビックデータ・AIを活用することにより、個々の納税者についての納付能力を判定するほか、過去の接触や滞納処分の状況などを加味しながら、優先着手事案の選定なども考えられています。

このように今後は税務当局におけるチェックや税務調査が厳しくなる事が予想されます。しかしながら、「税務調査は怖いもの」と怖れる必要はありません。普段の月次処理を適正に行っていれば、税務調査で問題になることはありません。

HOPは常日頃より、お客様の帳簿を確認し、適切な申告納税のアドバイスをしています。（本年もいくつかの税務調査を受けておりますが、多くが「是認」を受けています。）

何かございましたら、お気軽に各担当者にご相談いただければと思います。



画像引用元：時事通信社

(<http://www.jiji.com/jc/article?k=2017062400147&g=soc>)

司法書士 柿沼の 柿の種コラム

【取締役が400人の会社?!】

7月5日付の朝日新聞にこんな見出しの記事がありました。関西にある学習塾を運営する株式会社、取締役が400人いる!?!という話です。

司法書士の視点からは、就任の登記はもちろん各取締役の任期管理や個別に辞めた場合の登記がかなり大変だな、取締役会の開催や取締役会議事録の押印はどうやっているのだろう、と思わざるを得ません。

では、社労士の視点からはどうでしょう。

会社の意図としては、「社員は取締役に、誰もが会社運営に関与するべきであり」、「労働時間も各自の裁量に任せることで業務の質の向上を図る」ということらしいです。

一見すると何の問題もないようですが、なぜ新聞の記事にまでなってしまったのでしょうか。現在、同社相手に訴訟を提起してい

クライアント様 紹介コーナー

スポットライト

岩手県久慈市の住宅型有料老人ホーム「まごころの家」

「まごころの家」を開設しました。

バリアフリーを重視した全室平屋建ての造りと、プライバシーの確保と安全面に配慮した中庭は、地方の広大な敷地だからこそ実現できたものです。

一般的に敬遠されがちと言われている介護度の低い利用者についても積極的に受け入れ、職員も地元の人を中心に採用活動されています。地域とのふれあい、利用者の安心をモットーに、これからも心のこもったサービスを提供し続けていきます。



Staff Column 荒川 久美

はじめまして。先月より社労士法人HOPに入社しました荒川と申します。

様々な業種の企業を支える労務のスペシャリストである方々と日々を過ごし、毎日勉強させて頂いています。

前職では企業内で人事労務の仕事に携わっていましたが、初めて経験することのほうが多く戸惑ってばかりです。

そして新しい知識を得ることはいつまでもいくつになっても大切なことだと実感しています。

また、皆さんが忙しい中でも「大丈夫ですか?」と笑顔で声をかけてくださることもとても感謝しています。

まだまだ皆さんに支えてもらうことばかりですが、少しでも早く誰かの支えになれるよう頑張ります。



税理士 小川実 魂のコラム

税務署より怖い労基署

先日、日経ビジネスにも出ていましたが、中小企業にも労基署の調査が入るようになりました。労基署の調査は、主に労働者の就労状況や未払い残業について行われます。

最近では、助成金の申請がさかんで、中小企業でも就業規則やタイムカードが整備されるようになってきました。

一方、労基署の調査においては、タイムカードの時間を就労時間として、残業代の追加支払いを指導被告されることがあります。

とくに仕事が終わりに、同僚と話し込んでいたとしても、タイムカードの退社時間が就業時間となります。始業前の時間も特に規定がなければ、1分単位で未払い残業時間としてカウントされてしまいます。未払残業代の支払い勧告は、3ヶ月から2年間遡る事もあります。人数が多い会社ですと、数百万円から数千万円となり、経営を圧迫してしまいます。

まずは、自社の就労状況の確認、法令遵守の状況確認、見込み残業制度や残業申請制度などを導入し、不測の事態が起こらない様に備えましょう。人事制度や給与制度のご相談がありましたら、お気軽にHOPにご相談下さい。